

保安條例

内務省

規格 B. 5.

304

保安條例

勅令

朕惟フニ今ノ時ニ當リ大政ノ進路ヲ開進シ民臣ノ幸福ヲ保護スル  
爲ニ妨害ヲ除去シ安寧ヲ維持スルノ必要ヲ認メ茲ニ左ノ條例ヲ載  
可シテ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十年十二月二十五日

内閣總理大臣 伯爵 伊藤 博文

内務大臣 伯爵 山縣 有朋

司法大臣 伯爵 山田 綱義

勅令第六十七號

保安條例

第一條 凡ソ秘密ノ結社又ハ集會ハ之ヲ禁ス犯ス者ハ一月以上二年以下ノ懲禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス其首魁及教唆者ハ二等ヲ加フ内務大臣ハ前項ノ秘密結社又ハ集會又ハ集會條例第八條ニ載スル結社集會ノ聯絡通信ヲ阻遏スル爲ニ必興ナル豫防處分ヲ施スコトヲ得其處分ニ對シ其命令ニ違犯スル者、前前項ニ同シ

第二條 陸外集會又ハ群衆ハ豫メ許可ヲ經タルト否トヲ問ハス審察官ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ禁スルコトヲ得其命令ニ違フ者首魁教唆者及情ヲ知リテ參會シ勢ヲ助ケタル者ハ三月以上三年以下ノ懲禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加シ其附和隨行シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

内務省

規程第5

集會者ニ兵器ヲ携帶セシメタル者又ハ各自ニ携帶シタル者ハ本  
刑ニ二等ヲ加フ

第三條 内亂ヲ醸成シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ目的ヲ以  
テ文書又ハ圖書ヲ印刷又ハ板刻シタル者ハ刑法又ハ出版條例ニ  
依リ處分スルノ外仍其犯罪ノ用ニ供シタル一切ノ器械ヲ沒收ス  
ベシ印刷者ハ其情ヲ知ラザルノ故ヲ以テ罰項ノ處分ヲ免ルルコ  
トヲ得ス

第四條 皇居又ハ行在所ヲ距ル三里以内ノ地ニ住居又ハ寄宿スル  
者ニシテ内亂ヲ醸成シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ虞アリ  
ト認めルトキハ該地ニ監視官又ハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經ル  
日又ハ時間ヲ限リ退去ヲ命ジ、三年以内同一ノ距離内ニ出入寄  
宿又ハ住居ヲ禁スルコトヲ得

規 格 B. 5.

過去ノ命ヲ受ケテ期日又ハ時間内ニ過去セサル者又ハ過去シタ  
ルノ後更ニ禁ヲ犯ス者ハ一年以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ仍五  
年以下ノ監禁ニ付ス、監視ハ本籍ノ地ニ於テ之ヲ執行ス

第五條 人心ノ動亂ニ由リ又ハ内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲ス者アル  
ニ由リ治安ヲ妨害スルノ虞アル地方ニ對シ内閣ハ臨時必要ナリ  
ト認ムル場合ニ於テ其ノ一地方ニ限り期限ヲ定メ左ノ各項ノ全  
部又ハ一部ヲ命令スルコトヲ得

一、凡ソ公衆ノ集會ハ屋内屋外ヲ問ハス及何等ノ名義ヲ以テス  
ルニ拘ラス豫メ警察官ノ許可ヲ經サルモノハ禁テ之ヲ禁スル事  
二、新聞紙及其他ノ印刷物ハ豫メ警察官ノ檢閲ヲ經スシテ發行  
スルヲ禁スル事

三、特別ノ理由ニ因リ官廳ノ許可ヲ得タル者ヲ除クノ外銃器短銃火藥刀劍仕込仗ノ類總テ携帶運搬販賣ヲ禁スル事

四、旅人ノ出入ヲ検査シ、旅券ノ制ヲ設クル事

第六條 前條ノ命令ニ對スル違反者ハ一月以上二年以下ノ懲禁錮又ハ五圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス其刑法又ハ其他特別ノ法律ヲ併セ犯シタルノ場合ニ於テハ各本法ニ照シ重キニ從ヒ處斷ス

第七條 本條例ハ發布ノ日ヨリ施行ス

保安條例

二十五日保安條例ヲ執行シ中島信行尾崎行雄島本仲道林有造星  
亨等四百七十餘名ヲ皇居三甲外ニ追放ス

是ヨリ先キ高知縣士族片岡健吉宮地茂春等其黨ト謀リ境內關ヲ  
傾動セント欲シ言論集會出版ノ自由及ヒ地租減輕等ノ請願ヲ以  
テ口實トナシ縣民ヲ煽動シ封禁ヲ拂ヘテ上京シ之ヲ内閣ニ呈シ  
且言論集會出版ノ自由ヲ得ヘキト地租ノ減セサル可ラサルトヲ  
以テ天下ニ號呼ス各地方奔走好名ノ徒蜂起シテ之ニ應シ先ヲ爭  
フテ健吉等ノ聲ニ傲ヒ陸續相提携シテ部下ニ局集シ或ハ元老院

ニ建白シ成ハ大臣ノ門ヲ叩テ執奏ヲ促シ若クハ其非ヲ繼ケテ辭  
職ヲ勸告シ傍ヲ舉會ニ謝職ニ置リニ危漢ノ旨諭ヲ爲シテ人心ヲ  
鼓舞シカメテ上下ノ開闢ヲ謀ル又其學ユル所無賴壯年ノ輩ヲ指  
駭シテ大臣ヲ脅迫セシメ或ハ之ヲ道ニ要シテ奉行ヲ加ヘ又ハ兇  
器ヲ携ヘ公園ニ屯集シテ威嚇ヲ示シ偶々警察官ノ之ヲ刺スルア  
レハ之ニ奉行ヲ加フル等祖暴危漢一ニシテ足ラス其議行施賜ニ  
シテ測ル可ラサルモノアリ故ニ飛語アリ此輩大率ヲ企ル所アリ  
ト府下物論囂々人心惴然定ラス時ノ鑑監三島進廉決然此輩ヲ處  
分シ畿下ヲ一掃シ休安ニ至ラシメンコトヲ内閣ニ補論ス此後地  
區一變議ヲ排除シ天壤開齊都下肅然タリ是日保安條例ヲ制定  
發布ス本條例ハ大臣ノ選給ヲ開通シ臣民ノ幸福ヲ保護スルカ爲



ニ妨害ヲ除去シ安寧ヲ維持スルノ必要ヲ以テ設定セシモノニシ  
テ其大要ハ秘密ノ結社集會ヲ禁止シ又屋外ノ集會及ヒ群集ハ其  
許可ヲ經ルト否トヲ問ハス警察官之ヲ禁止スヘキヲ認ルトキハ  
之ヲ禁スルコトヲ得又皇居若クハ行在所ヲ距ル三里以内ノ地ニ  
住居シ若クハ寄留スル者ニシテ内亂ヲ陰謀シ或ハ教唆シ或ハ治  
安ヲ妨害スルノ虞アリト認ルトキハ警察官地方長官ハ内務大  
臣ノ認可ヲ經期日若クハ時間ヲ限リテ退去ヲ命シ三年以内同一  
ノ距離内ニ出入寄留若クハ住居スルヲ禁スルコトヲ得又人心ノ  
動亂ニ由リ或ハ内亂ノ豫備或ハ陰謀ヲ爲ス者アルニ由リ治安ヲ  
妨害スルノ虞アル地方ニ對シ内閣ハ其一地方ニ令シテ警察官ノ  
許可アルニ非レハ集會スルコトヲ禁シ警察官ノ檢閲ヲ經サレハ

新聞及ヒ其他印刷物ヲ發行スルコトヲ禁シ及ヒ官廳ノ許可アル  
ニ非レハ銃器刀剣火藥等ヲ偽帶運搬販賣スルヲ禁シ又旅人ノ出  
入ヲ檢査シ旅券ノ制ヲ設ルコトヲ併セシム而シテ此條例ニ違犯  
スル者ハ其刑輕重各々定アリト爲ス 勅令第六  
十七號

二十四年一月十三日參議

保安條例（日本警察史 三九〇頁  
三九三頁）

人民の自治民権の伸張を主張した政治運動は、明治十七年七月  
改進黨は總理大隈重信、副總理河野敏謙の脱退によりて一頓挫を  
來し、自由黨は同年七月黨の中央的統制を失ふと共に運動資金缺  
乏の爲めに終に解黨の已むなきに至つて、一時沈滞の狀態となつ  
た。

然るに明治十八年十二月には新に内閣官制を改け、伊藤博文が  
初めて總理大臣となつて内閣を組織し井上馨が外務大臣、山縣有  
朋が内務大臣となつた。そして明治維新以來の懸案たる條約改正  
に没頭し、其促進の手段として文化の程度を歐洲に劣らざる様に  
することが必要なりとして、ダンスの宣傳、男女交際の自由、口

規 格 B. 5.

明治二十年七月外  
交國に條約改正中止を迫  
り、井上外相は職を辭して  
最終に失敗に歸した。政  
府の一角既に潰へたと見  
るや伊藤内閣の壓迫に苦  
んだ民間黨は更に勢を得  
て、地租軽減、言論集會の  
自由、外交の  
一マ字等極端なる歐化主義  
を高揚し、爲政者自ら率先  
して之を獎勵する世に所謂  
鹿鳴嘯時代を現出した。之  
を繼いだ國粹主義者の一  
派は政府の舉措に反感を抱  
き、政府反對の民間黨は政  
府反對の感情を煽るの好材  
料として之を従へた。

時機々井上外相の條約改正案なるものは、外人判事を日本の裁判に用ゐると云ふことであることが曝れて、之を國體を毀るものなりとの攻撃は猛然として起り、内はボアソナードの反對機關、外は臣谷干城の反對して辭職するあり、政府は終に明治二十年七月外交國に條約改正中止を迫り、井上外相は職を辭して最終に失敗に歸した。政府の一角既に潰へたと見るや伊藤内閣の壓迫に苦しんだ民間黨は更に勢を得て、地租軽減、言論集會の自由、外交の

規格 B. 5.

三島も購請せしを、内務大臣山縣有朋が三島に對し施行出来ぬ  
 ら辭職せよ、自ら總監を兼任し實行の任に當ると叱咤せし爲めに  
 三島も實行を齎つたものであると傳へられてゐる。そこで先づ十  
 二月二十六日午前官報號外を以て發布し、即時施行と決し總監  
 三島通庸は府下の各警察署員を芝公園彌生社に集め、名を忘年  
 會に稱り酒食を饗し、辭の受する頃午前三時急に總動員を行ひ、

刷新なる目標の下に政府攻撃へ突進し政争は尖鋭化したるとき、  
 突如明治二十年十二月二十六日官僚たる政府に反對する政黨の政  
 治運動彈壓の爲め保安條例の發布となつたのである。  
 この施行については福島事件の當時彈壓縣令で鬼と呼ばれた總  
 監三島通庸の受意なりと傳へられたが、其の實は虎石の  
 三島も購請せしを、内務大臣山縣有朋が三島に對し施行出来ぬ  
 ら辭職せよ、自ら總監を兼任し實行の任に當ると叱咤せし爲めに  
 三島も實行を齎つたものであると傳へられてゐる。そこで先づ十  
 二月二十六日午前官報號外を以て發布し、即時施行と決し總監  
 三島通庸は府下の各警察署員を芝公園彌生社に集め、名を忘年  
 會に稱り酒食を饗し、辭の受する頃午前三時急に總動員を行ひ、

規格 B. 5.

一、大蔵省ニハ憲兵巡査ノ他更ニ二小隊ノ兵ヲ派シテ非常ヲ戒シメ、  
 皇居ノ如キハ近衛ノ兵ヲ二倍シ、全都市樞要ノ地ニハ悉ク軍用電  
 線ヲ架設シ、軍病院ハ醫官ヲ召集シテ負傷者救治ノ準備ヲ整へ、  
 特ニ露艦艦ノ火災ニ備フルコト敢モ周到ヲ慮メタリ、城郭内ノ如  
 キハ巡査憲兵ノ東西ニ并走スルモノ陸續進ヲ接シ、星火四散、燈  
 光徹月ト傳映シ頗ル壯觀ヲ現セリ（退去日録）  
 と斯くして二十六日より二十八日に至るまでに皇亭、鳴崎行雄等  
 五百七十名に退去を命じた。  
 亂暴極まる法律として、其施行の極端なることに於て明治政治  
 史を汚したと稱せらるゝ保安隊例は、其後明治三十一年六月賊止  
 せらるゝに至つた。

一、大蔵省ニハ憲兵巡査ノ他更ニ二小隊ノ兵ヲ派シテ非常ヲ戒シメ、  
 皇居ノ如キハ近衛ノ兵ヲ二倍シ、全都市樞要ノ地ニハ悉ク軍用電  
 線ヲ架設シ、軍病院ハ醫官ヲ召集シテ負傷者救治ノ準備ヲ整へ、  
 特ニ露艦艦ノ火災ニ備フルコト敢モ周到ヲ慮メタリ、城郭内ノ如  
 キハ巡査憲兵ノ東西ニ并走スルモノ陸續進ヲ接シ、星火四散、燈  
 光徹月ト傳映シ頗ル壯觀ヲ現セリ（退去日録）  
 と斯くして二十六日より二十八日に至るまでに皇亭、鳴崎行雄等  
 五百七十名に退去を命じた。  
 亂暴極まる法律として、其施行の極端なることに於て明治政治  
 史を汚したと稱せらるゝ保安隊例は、其後明治三十一年六月賊止  
 せらるゝに至つた。

規格 B. 5.



保安條例（日本警察史 三九〇頁  
三九三頁）

人民の自治民権の伸張を主張した政治運動は、明治十七年七月改進黨は總理大隈重信、副總理河野敏謙の辭退によりて一頓挫を來し、自由黨は同年七月黨の中央的統制を失ふと共に運動資金缺乏の爲めに終に解黨の已むなきに至つて、一時沈滞の狀態となつた。

然るに明治十八年十二月には新に内閣官制を設け、伊藤博文が初めて總理大臣となつて内閣を組織し井上馨が外務大臣、山縣有朋が内務大臣となつた。そして明治維新以來の懸案たる條約改正に没頭し、其促進の手段として文化の程度を歐洲に劣らざる様にする必要なりとして、ダンスの宣傳、男女交際之自由、口

明治二十年七月外  
交國に條約改正中止を迫  
り、井上外相は職を辭して  
事終に失敗に歸した。政  
府の一角既に潰へたと見  
るや伊藤内閣の壓迫に苦  
んだ民間黨は更に勢を得  
て、地租軽減、言論集會の  
自由、外交の

イマ字等極端なる歐化主義を高揚し、爲政者自ら率先して之を奨励する世に所謂鹿鳴館時代を現出した。之を繼た國粹主義者の一派は政府の舉措に反感を抱き、政府反對の民間黨は政府反對の感情を煽るの好材料として之を捉へた。

時偶々井上外相の條約改正案なるものは、外人判事を日本の裁判に加ふると云ふことであることが曝れて、之國權を毀るものなりとの攻撃は猛烈として起り、内はボアソナードの反對機關務大臣谷干城の反對して辭職するあり、政府は終に明治二十年七月外交國に條約改正中止を迫り、井上外相は職を辭して事終に失敗に歸した。政府の一角既に潰へたと見るや伊藤内閣の壓迫に苦しんだ民間黨は更に勢を得て、地租軽減、言論集會の自由、外交の

現格 B. 5.



三島も躊躇せしを、内務大臣山縣有朋が三島に對し施行出來ぬな  
 ら辭職せよ、自ら總監を兼任し實行の任に當ると叱咤せし爲めに  
 三島も實行を誓つたものであると傳へられてゐる。そこで先づ十  
 二月二十六日午爾官報號外を以て發布し、即時施行と決し總監  
 監三島通庸は府下の各藩縣若員を芝公園彌生社に集め、名を忘年  
 會に稱り酒食を饗し、辭の發する頃午三時急に總動員を行ひ、

三島

刷新なる目標の下に政府攻撃へ突進し政争は尖鋭化したるとき、  
 突如明治二十年十二月二十六日官報たる政府に反對する政黨の政  
 治運動彈壓の爲め保安條例の發布となつたのである。

この施行については福島事件の當時彈壓縣令で鬼と呼ばれた  
 總監三島通庸の嫉意なりと専ら噂せられたが、其の實は流石の  
 三島も躊躇せしを、内務大臣山縣有朋が三島に對し施行出來ぬな  
 ら辭職せよ、自ら總監を兼任し實行の任に當ると叱咤せし爲めに  
 三島も實行を誓つたものであると傳へられてゐる。そこで先づ十  
 二月二十六日午爾官報號外を以て發布し、即時施行と決し總監  
 監三島通庸は府下の各藩縣若員を芝公園彌生社に集め、名を忘年  
 會に稱り酒食を饗し、辭の發する頃午三時急に總動員を行ひ、

尾 緒 B. 5.

（大蔵省ニハ憲兵巡査ノ他史ニ二小隊ノ兵ヲ派シテ非常ヲ戒シメ、皇居ノ如キハ近衛ノ兵ヲ二倍シ、全都市權要ノ地ニハ悉ク軍用電線ヲ架設シ、軍病院ハ醫官ヲ召集シテ負傷者救治ノ準備ヲ整へ、特ニ警視廳ノ火災ニ備フルコト最モ周到ヲ備メタリ、城郭内ノ如キハ巡査憲兵ノ東西ニ奔走スルモノ陸續進ヲ接シ、星火四散、燈光徹月ト備映シ頗ル壯觀ヲ現セリ）（退去日録）

（退去日録）

（大蔵省ニハ憲兵巡査ノ他史ニ二小隊ノ兵ヲ派シテ非常ヲ戒シメ、皇居ノ如キハ近衛ノ兵ヲ二倍シ、全都市權要ノ地ニハ悉ク軍用電線ヲ架設シ、軍病院ハ醫官ヲ召集シテ負傷者救治ノ準備ヲ整へ、特ニ警視廳ノ火災ニ備フルコト最モ周到ヲ備メタリ、城郭内ノ如キハ巡査憲兵ノ東西ニ奔走スルモノ陸續進ヲ接シ、星火四散、燈光徹月ト備映シ頗ル壯觀ヲ現セリ）（退去日録）

規格 B. 5.



保安條例 (清浦伯 目六二頁 至六五頁)

當時藩閥政府政變の火の手は一層激烈を加へて参りますし、又中には頗る急驟過激な手段を以て事を圖り羣衆の下に集ると云ふやうな、實に其形勢の險惡危急なるものがあつたのでございます。そこで之に對する方策を樹てるが爲に彼の保安條例なるものが發布せられたのでございます。此條例は長いものでありましたが、其内皇居を去る三里以内の地に居住する者にして内亂を醸謀し又は教唆し若くは治安を妨害するの虞ありと認むるときは地方長官は——東京は警視總監——主務大臣の認可を得て退去を命じ三年以内同一の地域内に入居することを禁ずることを得る、斯う定められ

原格 B. 5.



無嫌及御禮促喚單々如此

八月一日

清 浦 兄

有 朋

など、云ふ手紙を送られ、今に待つて居るやうな次第であります  
それから條例となつて出る時には、最初退去條例と云ふ名であ  
つた。退去條例と云ふのは如何にも辭背なりと云ふので、井上  
と云ふ人の意見で、治安を維持する爲の法律であるから保安條例  
と致すか儘かであらうと云ふことで、保安條例と云ふことになつ  
た。其退去を命ぜられたる者は約三百五六十名もあつたかと記憶  
いたして居ります。而して其内容の重なる人々は坐亭・林有造・

規格 B. 5.

中島備行・片岡健吉・尾崎行雄・中江篤介など、云ふやうな人が  
重なるものであつたのでございます。

三島總督の男爵 而して其實地施行に至りましては、勿論  
總督たる三島總督氏が其衝に當つたのであります。多數混雑  
の際であつたからして、退去を命ぜられた人々の中には道分間違  
もあつて、意外なる怪事を惹起したこともあつたのでございます。  
中には伊藤總理大臣の所へ直まゝに抗議に詰めかける者もあつ  
たと云ふやうなことで、そこで伊藤總理も非常に驚いて、或る目  
分の使つて居られる人——此人は今でも連任して居りますが、其  
人を以て總督に其首を擲へられた所が、三島總督は烈火の如  
くに憤怒して斯る場合に於てかれこれ抗議を申込む者があるから

規格 B. 5.

と云つて中途で内閣の方針がぐら付くやうでは、自分として職務  
選定の職務は廻らぬから辭職すると云ふやうな事でも、辭表を提  
出せられたことなどもあつたのでございますが、之に付ても色々  
面倒な話もありますかなれども、是はこゝで御話することは先づ  
非控へて置かうと思ひます。當時は全く戒嚴令でも布かれたやう  
な有様であつたが、政敵側でも是は政府が榮の始皇時代の李斯と  
云ふ人が逐客の令を以て處士を追い拂ふた様なものであるとか、  
或は水鳥の羽音を聴いてびつくりして睡いだ平家の公運を學んだ  
ものだなど、云ふやうなことで、嘲つたやうなこともありました。  
併し政府の断行の結果、鑿殺の下の政界は漸く静謐に歸したやう  
なことであります。

規格 B. 5.

保安條例第四條の實施  
（東京）  
明治二十年十二月二十八日發行  
（東京）

保安條例發布につき其筋にては同條例第四條に據り治安を妨害するの虞ある者と見認められし人々を皇居を距る三里以外の地に退去せしむる爲め一昨廿六日午後五時頃より夫れ手分して拘立に着手せられたり（此日は前號にも記せし如く府下各警察署半數の巡査は芝公園の蒲生社の忘年會に參集せしが午後三時頃俄に職員引揚となり躊躇するが否や同日の非番巡査をも呼上に成り此事に着手せられしなりと云ふ。）其中首立たる人々は屋亭（三年）林有造（三年）中島信之（三年）島本伸道（三年）尾崎行雄（三年）片岡健吉（二年半）を申渡されしが不服にて目下警察廳（拘置）山本興彦（高知二年半同上）宮地茂春（高知二年半同上）な

内務省

規格外



りしが承服に付送さる。竹内綱（二年半）中江篤介（二年半）  
吉田正春（二年半）坂崎斌（二年半）廣瀬正猷（二年半）安藤清  
秀（高知二年半）横山又吉（高知二年半）山田泰造（二年）和出  
稻積（高知二年）川島烈之助（茨城一年半）の諸氏にて又兩渡登  
壇、榎井勝吉、長田房太郎、庄司徳三郎の人々は拘立になり（或  
は云ふ何れも一年半なるべしと）備目馬太郎氏は引致拘留中との  
事なり。其餘退去を命ぜられしは一昨夕より昨日午後迄に總員三  
百餘人と聞えしが此人々の住宅は皆藩官（被服分者一人に付巡査  
二名宛）が出渡して右退去の旨を申渡され（居宅ある者は一週  
間内寄越者は即刻）其場に承服の同は直様附添て（或は云ふ派出  
所送り）新橋上野兩停車場若しくは品川新橋板橋十住等へ送り附

内務省

規格 B. 5.

け、見届けの上にて逮捕せられ或は其首立の筋に依りては警察署へ引連れらるゝ間もあり一又此中には放免となりし者もあり中に尤も不服を言ひ或は理由を聞かん杯云ふ者をば皆警察署へ送還されたるなりと云ふ。而して府下中、京橋、本郷、小川町、愛宕町の四署管内には下宿屋最も多きに付他の警察署より隠蔽の逃走を尋ねられたる様なりとか一又吉原に追跡したる警官も數十名あり、同所にて隠分を受けたる人々は備辨儀にて五名、其外併て數十名の多きに及びたり一又又過去者の中過半は横濱へ引取りたるが一新橋停車場は終日非常に混雑せり一俟て東京神奈川間に打合せの有りしと見え、午前十一時三十分横濱着の汽車に乗りたる被隠分者三十名が列車の口を出るか否や停車場に待設けたる巡査は

押取替て横濱警察署に連れ往きたり。(午後二時十五分着の汽車  
にても同様なりしと云ふ) 中には山内一正(板垣伯の執事)中  
西辰雄、片岡恒二郎等の人々あり現に午後二時二十分迄同着内に  
百名程の引致者あり、又警官の護衛に依つて旅籠屋に休泊する者  
もあり、其雜音は中々容易の事に非ず、又同港には足を留めさせ  
ざる都合にや昨日出帆すべき郵船の時刻を延引し此の被感分者を  
來祖する様其筋より命令ありしと聞く又右に付波戸場邊の護衛も  
いと嚴重なりとの報あり。

○右につき警視廳は一昨日より職員を折半して半数佰直との事な  
り(同夜より徹夜)又外勤部詰所へは各警察署より最も壯健なる  
警部巡查を勝り立て詰合せらる(或は云ふ此等の事件に付本年は

規格 B 5.

同様の休暇なしと、又曰く昨日に限り同様の留置場の出入物を禁ぜられたりしとか一又陸軍省も同夜段に宿直を増され憲兵隊にても十分に非常を察せられ、東京始審裁判所の検事局豫審局にても一昨夜來徹夜にて同議例に關する手續きを收購べらる。況んや警保局に於てをや、終夜絶えず警視廳と往復して其執行を打合せらる。斯く官衙は非常の混雜を極めたれども、市中は至つて平穩にて人々は皆威嚇の營みに暇なく、斯る非常の騒動の有るや無しや一聞聞知せざる者の如くにて掛取り其他に市街を奔走するのみなりき

(下略)

保安條例の發布と騒然たる社會（明治二十年十二月二十八日）  
時 事 新 報

昨日の時事新報に掲載せし如く保安條例は去二十五日の日附を以て其翌二十六日全圖に發布し、その發布の當日より施行するとの事にて其第四條に據れば、皇居又は行在所を距る三里以内の地に住居又は寄宿する者にして内亂を陰謀し又は教唆し又は治安を妨害するの虞ありと認めるときは、薄脱隠蔽又は地方長官は内務大臣の認可を経て、即日又は時間を限り退去を命じ三年以内同一の距離内に入居又は住居を禁ずる事を得云々とありて、東京府内にては第一番に此關係を施行し今回ほ實行しつつある眞政中に、越途席に収容を談じ又連年有志總代などと稱し諸縣より集り

規格 B. 5.

來る目星しき者は、概ね治安を妨害するの虞あるものと認められ、一昨二十六日夜より、續々取締りの警察署に引致せられ、即日即刻退去の嚴命を被むりしものあり。又或は何日何時までと時限を僥められて退去を命ぜられたる者もあり猶ほ未だ署内に拘留せられ居る者もあり。その混雑は一方ならず、神田小川町警察署のみにても一昨夜より昨日に對け二百十餘名、京橋警察署のみにても八十餘名、愛宕警察署にても百十餘名、其他開洩しやら未だ取調べ中やらにて、稍滔なる人数は分り兼ねたれど、その總數は凡そ一千餘名もあらんとの噂なり。隨て警部巡査の往來繼るが如く地迄引致せられたる有志者の家元又は旅宿は、豫て分り居たることゆへ巡査は夜半黎明の隙なく、直ちにその旅館に向ひ先づ召喚狀

現格五五

を示し、その管轄警察署に同道し歸り直ぐその場にて、何日何時  
限り退去を命す云々と首渡せし以上は、一人の退去者は大抵二人  
宛の巡査を附けて之を監督せしめ、即日即時の退去を命せられた  
る者は、その歸旅に歸りて荷物を片付け行李の整ふや否や巡査  
附添の上、又直ちに退去者の進む地方に向つて管轄外まで護送し到  
る始末なれども、何と申すも一時に幾百名といふ人数を送り出す  
事ゆゑ、停車場その他諸街道の騒ぎは容易ならず、道路見る物堵  
の如く、目迎目送して何故かと唯感觸を起すのみ、是は尤も地方  
より上京して一時止宿したる者の退去なれども、東京に家もあり  
家族もありて同じく退去を命せられたる人々は、大抵何日何時ま  
でと数日間の猶豫を興へ、萬端支度をするしむれども警視巡査附

見格 B. 5.

添ひて、門戸の出入も敢も厳重なれば親戚の情話に時を移すこと  
能ず、退去を命ぜられたる人々の心中は左こそと思はれたる一方  
に、命ずる警察署の手配りは日頃倍し警備厳重、孰れの者にも  
門内には數十名の巡査兩列に相並びその乗組に従ひては、甲署よ  
り乙署に臨時補助を興ふる向もあり、中には警察本署にては外勤  
の警部巡査四十餘名を恒直せしめ、小川町、京橋等の警察署にて  
は深夜に至る迄特務巡査を管内の止宿所に出張せしめて當夜の宿  
泊人を収調ふる杯、徹夜の働きに一昨夜より昨日午後三時迄には  
、荒方取片付の手筈なりしと聞きたれど、此所に十人彼所に二十  
人と退去者のあるに従つて、亦々之に倍する監督巡査を要すること  
と故、後には手も引き足らず、甲所を濟して乙所に向ふに時を移



し、昨日夜に入るも尚ほ奔走に暇なかりし谷子なり。殊に一塵び  
過去を命ぜられたる上からは一週の奮闘も、一應巡査の検閲を  
されば變する事ならぬとの筈にて、儼然せらるゝ人よりする人の  
手敷なかにて、去りとは又脂く手の行届きたる者なりと、偕  
又事の起りは一昨二十六日午後一時より、今度新築の芝公園彌生  
社に於て警官の忘年会を開き、三島警視總監を始め、各警察署長  
並に警部巡査等一同集會し、酒肴の饗宴談笑悠然たるその内にも、  
總監及び各警察署長は二時二十分頃、俄然その場を引上げ、一同  
打倒ひて警視廳内に會議を開き、散會したるは夕方にて、固もな  
く各署とも執行の手配を爲し、前上の如き大引致を始めたるもの  
なり。

規格 1. 5.

前項の始末にて一昨二十六日の夜より二十七日へ掛けては、府下  
下れる所にて巡査附添ひにて壯士を送り出す、其の街道は北に兩  
に各々思ひなれども、最も多かりしは藏道に依つて横濱に送  
られたる壯士にて、新橋停車場は一時壯士と巡査とにて充満し、  
一隊一隊、渡車毎に壯士の乗組むもの數十名巡査護送の數之に合  
ふて、横濱停車場までは同車し、爰に始めて横濱警察署の巡査に  
引渡したりと云ふ、又府下六大橋には敢て警察署の巡査立番して、  
一々京を離れて池田に同ふ壯士の姓名を尋問し、夫々傳送したる  
由、又斯る多くの壯士中には切りに不服を唱へ、命令に違背せし  
間も數十名あつて、孰れも警察署第二局に拘引せられたるよし。

（明治二十年十二月二十八日記載四四）

原稿 1. 5.

過去を命ぜられた主な人々（近代日本史）

星亨（三年）林有造（同上）中島信行（同上）島本伸通（同上）  
尾崎行雄（同上）片岡健吉（二年半）竹内綱（同上）中江篤介（  
同上）吉田正春（同上）坂崎斌（同上）横山又吉（同上）林包明  
（二年半）山際七司（同上）島田精策（同上）福井孝治（同上）京  
都人）彌藤自治大（同上）千原人）草刈親明（同上）宮城人）吉出升  
造（同上）福島人）八木原繁祉（同上）新潟人）日無重真（同上）福島  
人）西山志澄（同上）高知人）伊藤圭介（同上）岩手人）榎崎幹（同  
上）京都人）加藤貞監（二年）新潟人）前田伸衛（同上）福島人）重野  
謙二郎（同上）山形人）楠目馬太郎（同上）高知人）山出泰造（同上）  
相田信實（同上）川島烈之助（一年半）山出勇治（一年）岩手人）

山田島吉（一年千葉人）宇野文助（同上茨城人）高野麟三（同上千葉人）三輪止路（同上福島人）早川權彌（同上長崎人）久米弘行（同上米沢）南波登波（同上廣島人）島本佐一郎（同上高知人）柳山亮（同上山梨人）今村陽（同上新潟人）八木原長治（同上新潟人）西湯島藏（同上新潟人）前島幸馬（同上高知人）宮部政厚（同上兵庫人）赤星龍雄（同上熊本）貞方至親（同上長崎人）森隆介（同上茨城人）福田下學（同上熊本）澤井廣吉（同上奈良人）

其の二十六日の夜より二十八日に至るまで、退去總計五百七十人の多きを加へ、奇蹟者は二十四時間内に退去を命じ、住居者は十二月三十一日を限り退去を命じ、止所よりの大陣壓を下した。

片岡健吉等保安條例に問はる（近代日本史）

片岡健吉、坂本直虎等高知縣有志總代の任を負ひ三大事件の總白書を携へ同行數十名、上京して芝兼房町の金虎頭に止宿してゐたところ、保安條例の發布に遭ひ警察に召喚されて退去を命ぜられた。然るに片岡等抗辯して曰く「余等をして一人の資格を以て上京せるものならしめば、雖て命令を奉承すべしと雖も余等八萬有餘人の總代にして、其郷里を護するや固く同志に約するに、若も祖傳遺教の舉動を爲すことなく順正着實の方法を以て、諸君の意見を貫徹するに盡力すべきを以てせり。然るに今前以て京政を越去せば、是則ち同志の委託に背て内亂を醸謀し、若くは治安を妨害するの企を爲したる事を目認するなり。苟も此の如くな

見格 B. 5.

らば、何の顔色あつてか故郷の同志に對せん、故に今退去を命ぜ  
ざるべからざる所以の證據を得るにあらずんば、命に應ずる能は  
ず」と、固く退去の命に背きたるを以て、遂に該條例第四條の間  
ふ所となり、翌二十七日片岡健吉、坂本直寛、武市安哉、今村彌  
太郎、西山志澄、山本幸彦、澤本楠彌太の七氏は經禁錮二年六月  
監視二年前出岩吉は同二年八月監視二年、黒岩正存、細川義昌は  
同二年監視二年、樽淵幸馬は同一年六月監視二年に處せらる。是  
を聞て變きに退去の命を奉じ直に横濱に退去せし、該獄代中の二  
人安藤清春、黒岩一二等は「諸先輩にして既に此の如し、吾輩何  
ぞ獨り徒歸して郷黨朋友に對するを得んや」として三十日夜再び  
上京して更めて退去せざる旨を申立てたるに、即刻拘留更に一應

見格 B. 5.

取調の上同夜輕罪裁判所に於て、各輕禁錮三年監視三年の直告を受くるに至つた。

(明治二十年記載五五)

均 務 官

見格 B. 5.

一 明治二十年十二月二十五日勅令第六十七號ヲ以テ公布セラレシ  
保安條例制定廢止經過

### 保安條例制定廢止經過

#### 一 制定

明治二十年十二月二十五日勅令第六十七號ヲ以テ公布セラレシ  
同日ヨリ施行セララル

#### 二 廢止經過

第一帝國議會（明治二十三年十一月）

衆議院（議員提出）

加藤平四郎ヨリ保安條例廢止法案ヲ提出セラレ衆議院之  
ヲ可決ス

44



貴族院 (衆議院提出)

同院ニ於テハ保安條例廢止ハ未ダ時機早シト認メ、衆議院ヨリ提出アリタル爲、一應特別委員ヲ規則通り選舉シタルノミニテ審議未了

第三帝國議會

衆議院 (議員提出)

安東九華 (第三帝國議會ニ於テハ野口駁外一名)ヨリ保安條例廢止法案提出セラレ、衆議院之ヲ可決ス

貴族院 (衆議院提出)

保安條例廢止案ノ委員ヲ各部ニ於テ選舉スルモ審議未了

第四帝國議會

衆議院 (議員提出)

魚住逸治外一名ヨリ同法廢止案提出セラレ、本案ヲ可決ス

貴族院 (衆議院提出)

特別委員ノ選舉アリタルモ、保安條例ヲ全廢スルハ今日ノ社會情勢ノ許サザル所トナシ、第二讀會ヲ開クベ

キヤ否ヤノ決ヲ採リタルモ出席者百五十中、可トスル  
モノ四〇、否トスルモノ百一〇ニテ廢案トナリ、結局  
同院ニテ否決セラル

第五

第六帝國議會

第七

衆議院

貴族院

提案者ナク議事ニ上ラズ

第八帝國議會

衆議院

(議員提出)

德増源太郎ヨリ同法廢止案提出セラリ、同院ニ於テハ  
第二讀會ヲ省略シテ直ニ決議サレ多数ヲ以テ可決サル

貴族院

(衆議院提出)

議長委託ニテ本案ノ特別審査委員ヲ九名選舉ス、同委  
員會ニ於テハ、同法案廢止ニ對スル賛否兩論アリタル  
モ採決ノ結果結局否決セラレタル旨委員長ノ報告アリ、  
一〇七對六四ヲ以テ第二讀會ハ開クベカラズトナリ、  
廢案トナリ、結局同院ハ之ヲ否決ス

第九帝國議會

衆議院 (西村真太郎外二名提出)

前例ニ依リ讀會ヲ省略シ直ニ異議ナシト認メテ該案ノ  
確定ヲナス

貴族院 (衆議院提出)

議長ノ指定ニ依リ特別委員ヲ選定セラレタルノミニテ  
審議未了

第十帝國議會

衆議院 (政府提出  
竹内正志外二名提出)

委員會ニ於テハ出席委員一致ヲ以テ可決、第一讀會ニ

於テハ憲法政治ノ今日同法ハ一日モ早ク廢止スベシト

ナシ、讀會ヲ省略シテ直ニ原案ノ通り可決ス

貴族院 (衆議院提出)

委員付託トナリタルノミニテ審議未了

第十一帝國議會

衆議院  
貴族院  
提議者ナク議事ニ上ラズ

第十二帝國議會

衆議院 (金山從革提出)

同法ハ憲政ノ本旨ニ悖リ、帝國ノ体面ヲ傷ケルモノナ

ルカ故ニ此案ヲ直ニ即決セラレンコトヲ望ム旨提案者  
ノ説明アリ、同院ニ於テハ讀會ヲ省略シテ直ニ本案ヲ  
確定セリ。

貴族院 (衆議院提出)

委員會ニ於テハ同案ヲ可決スベトナス議員ハ僅ニ一  
人デ、跡ハ皆否決シヤウト云フ意見デアツタガ、委員  
長細川護成ハ一己ノ意見トシテ、近ク同法第四條第五  
條ニ依ル完全ナル法律ノ制定ノハコビトナリ居レル今  
日同法ヲ廢止シテモ一向差支ナシト主張シ、貴族院

ニ於テ初メテ一〇六對八九ヲ以テ第二讀會ニ移リ、引  
續イキ第三讀會ニ於テ本案ヲ確定ト認メラレ、保安條  
例廢止法案ハ明治三十一年六月四日遂ニ兩院ヲ通過セ  
リ